相談窓口

箕面市役所の相談窓口は、原則として、月曜日から金曜日(祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。)の午前8時45分から午後5時15分まで受け付けています。介護・医療・年金室、国民健康保険室は土曜日も開庁しています。

> 総合相談窓口

相談内容	相談機関名	所在地•電話番号
介護保険、高齢者・障害者の福祉サービス、身体 障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手 帳の申請・交付、成人の保健事業などの業務を 行っています。	総合保健福祉センター (みのおライフプラザ) 総合相談窓口	萱野5-8-1 電話:727-9500 ファクス:727-3539
高齢者本人やその家族からの相談、介護保険 ナービス利用の案内、認知症のかたの支援や虐 寺防止、成年後見制度の利用に関することな ビ、総合的に支援を行います。お住まいの小学	北部・西南高齢者くらしサポート	くわしくは、P7、P66~67をご 覧ください。
	西部高齢者くらしサポート	
	中西部高齢者くらしサポート	
校区によりセンターが異なりますので、くわしくはP7、P66~67をご覧ください。		
(1617)(160 07 世 夏 (72 0 7)	東部高齢者くらしサポート	

> 市の専門相談窓口

相談内容	担当課•室	所在地•電話番号
高齢者福祉などに関する相談 介護認定などに関する相談	高齢福祉室 (総合保健福祉センター)	萱野5-8-1 電話:727-9505(高齢者福祉)、 727-9559(介護認定) ファクス:727-3539
介護保険料、介護給付などに関する相談	介護·医療·年金室 (市役所本館1階)	西小路4-6-1 電話:724-6860 ファクス:724-6040
健康診査・がん検診・生活習慣病予防・高齢者の 予防接種などに関する相談	地域保健室 (総合保健福祉センター)	萱野5-8-1 電話:727-9507 ファクス:727-3539

〈以下は広告スペースです〉



✓ 空家の管理に困っている

☑ 不動産を売却したい

☑ 相続の相談をしたい

✓ 介護用にリフォームしたい



㈱サンワハウジング

箕面市西小路2-11-18

一級建築士·宅地建物取引士にご相談 ② 072-736-8866

· 宅建業免許番号 大阪府知事(10)第28111号 · 建設業許可番号 大阪府知事許可(般-2)第72611号

相談内容	担当課•室	所在地•電話番号
国民健康保険に関する相談	国民健康保険室 (市役所本館1階)	西小路4-6-1 電話:724-6734 ファクス:724-6040
後期高齢者医療に関する相談	介護·医療·年金室 (市役所本館1階)	西小路4-6-1 電話:724-6739 ファクス:724-6040
障害者福祉に関する相談	障害福祉室 (総合保健福祉センター)	萱野5-8-1 電話:727-9506 ファクス:727-3539
指定居宅サービス事業所の指定等に関する相談	広域福祉課 (総合保健福祉センター)	萱野5-8-1 電話:727-9661 (居宅サービス)、 727-9539 (地域密着・総合事業) ファクス:727-9670
保健福祉サービスに関する苦情相談	健康福祉政策室 [保健福祉苦情調整委員会] (総合保健福祉センター)	萱野5-8-1 電話:727-9523 ファクス:727-3539

> その他の専門相談窓口

相談内容	相談機関名	所在地•電話番号
認知症のかたを介護している家族が支えあう ことを目的に、定例の交流会や学習会を行って います。	びわの会(箕面認知症家族会)	【事務局】社会福祉協議会 地域福祉推進課 電話:749-1575 ファクス:727-3590
指定難病等、感染症 (結核、O157など) などの 相談を行っています。	大阪府池田保健所	池田市満寿美町3-19 電話:751-2990 ファクス:751-3234
消費生活の相談・苦情を受け付けています。相 談は無料です。	箕面市消費生活センター	西小路4-6-1 電話:722-0999
ボランティアに協力してほしいかた、活動をしたいかたは気軽に連絡してください。 ボランティア講習会なども開催しています。	箕面市社会福祉協議会 ボランティアセンター (総合保健福祉センター分館)	船場西1-11-35 電話:749-1535 ファクス:727-3590
福祉関係の仕事についての相談や職業紹介。 資格取得のためのアドバイスを行っています。 また、福祉・介護分野の職場体験や無資格・未経 験者向けのセミナーやイベントも開催してい ます。	大阪福祉人材支援センター	大阪市中央区中寺1-1-54 (大阪社会福祉指導センター3階) 電話:06-6762-9020 ファクス:06-6764-1574
介護保険サービスに関する苦情相談について 対応します。	大阪府国民健康保険団体連合会	大阪市中央区常盤町1-3-8 電話:06-6949-5418
介護保険料額の決定や介護認定の結果等に対して不服を申し立てる(審査請求をする)ことができます。	大阪府介護保険審査会事務局 (大阪府高齢介護室介護支援課)	大阪市中央区大手前2-1-22 電話:06-6941-0351(代表)

> 認知症かなと思ったら 地域包

地域包括ケア室 TEL 727-3548 FAX 727-3539

727 3348 TAX 727 3339

認知症は、誰もがかかわる可能性のある身近な病気です。現在、65歳以上の4人に1人が、認知症または認知症予備群であるといわれています。

認知症かなと感じたときなどに、ご家族やご本人が、どこに相談すればいいか、どのような制度やサービスがご利用いただけるかをご紹介します。ご家族で内容をご確認ください。

認知症の発見が早期であればあるほど、症状の進行を遅らせることができます!

認知症は進行する脳の病気です。認知症をできるだけ早く発見し、適切な治療やサポートを受けることで、症状の進行を遅らせることができ、その人らしい生活を長く送ることができます。

右記の「認知症のサイン」を参考に、心当たりがある場合は、迷わずお電話ください!また、「自分は大丈夫」「歳のせい」などと言って、ご本人が相談をしようとしないことは、よくあるケースです。そのような場合でも、ご家族が心配なときは、いつでもお電話ください。

1つでも気づいたら、 迷わずお電話を!

認知症のサイン

- □ 同じことを何度も言ったり聞いたりする
- □ 置き忘れ、しまい忘れが多くなった
- □ 慣れた道で迷ってしまう
- □ ささいなことで怒るようになった
- □身だしなみに気を使わなくなった
- □ 趣味などへの興味がなくなった
- □ 家事や運転のミスが多くなった
- □ 家電やリモコンなどが使えなくなった
- □ 財布や物品を盗まれたと人を疑う
- □ つじつまが合わない作り話をするようになった
- □ 財布に小銭がたまっている
- □ 外出や人に会うことを嫌がるようになった

認知症のサインに気づいたら、高齢者くらしサポートへご連絡ください!

高齢者くらしサポートは、高齢者のかたのお困りごとや心配ごとを気軽に相談できる地域の窓口です。認知症のサインに気づいたら、迷わず、お住まいの地域の窓口へご連絡ください。

※来所相談を希望されるかたは、なるべく電話でご予約ください。

高齢者くらしサポートの連絡先

止々呂美小校区 西南小校区 南小校区

にお住まいのかた

北部・西南 高齢者 くらしサポート で725-7029 四720-5323

桜井1-13-22 (JA大阪北部向かい)

箕面小校区 西小校区

にお住まいのかた

西 部 高齢者 くらしサポート ☎**720-5592** ☎**720-5593** 酉ハ路5-4-20

西小路5-4-20 オフィスワイ4階 (箕面市役所の南西)

北小校区 中小校区 萱野小校区

にお住まいのかた

中西部 高齢者 くらしサポート で727-9510 四727-3539

萱野5-8-1 みのおライフプラザ内

萱野北小校区 萱野東小校区 豊川南小校区

にお住まいのかた

中東部 高齢者 くらしサポート で727-9511 図727-3597 豊川北小校区 東小校区 彩都の丘小校区

にお住まいのかた

東部 高齢者 くらしサポート で**729-1711** 四**730-2230**

栗生間谷西6-7-7 奥自治会館

受付時間…月~金曜日(祝日、年末年始を除く)/午前8時45分~午後5時15分(西部は午前8時45分~午後5時45分、中東部は午前9時~午後5時30分)

本

人

ന

様

子

本人の気持ち

ァ

ド

バ

イ

ス

認知症の経過とケアの流れ

①物忘れが気になる時期

●物忘れが多くなる

- ●人の名前や物の名前が思い出せない
- ●会話の中で「あれ」「それ」などの 代名詞がよく出る

②そろそろ見守りが必要な時期

- ●約束を忘れる
- ●新しいことがなかなか覚えられない
- ●同じことを何度も聞く
- ●今までできていた家事の段取りが 悪くなる

元気に年を重ねたい



今までできていたことが 上手くいかない 人に迷惑をかけたくない



自分自身では どの段階か分からない

- ●ご家族や周囲の人の「気づき」が大切です。 「いつもと違う」と思った時は、早めにか かりつけ医や高齢者くらしサポート(P7、 P66~67)に相談しましょう
- ●かかりつけ医がいないかたは、今後のことも考えてかかりつけ医を持つようにしましょう

●介護で困ったことがあれば、ケアマネジャー や高齢者くらしサポートに相談しましょう

- ●本人には次第にできないことが増える不安や 苛立ちがあります ご家族や周囲の人は、本人の役割をすべて 取り上げるのではなく、上手にサポート しましょう
- ●高齢者住宅などへの住み替えも念頭に置いて、見学しておくのもよいでしょう
- ●周囲の人の理解や見守りを求めましょう (近隣住民や知人にも理解を求め、生活の中 で手助けしてくれる人を増やしましょう)
- ●医療や介護サービスを利用し、負担を軽減しましょう



かかりつけ医はいますか

いる

いない

かかりつけ医受診

高齢者くらしサポートへ

専門医療機関受診

※高齢者くらしサポートでは、 受診に関するご相談もお伺いしています。

- ●居場所や仲間を増やしましょう (P83 ~ 85)
 - ・趣味やサークル活動など
 - ・介護予防教室、シニア塾など
 - ・認知症カフェなど
 - ※認知症カフェについては、ホームページから ご確認いただくか、地域包括ケア室までお問 い合わせください。
 - (問い合わせ先: 072-727-3548)



認知症の症状や経過は、一人一人違い、全てのかたが同じ経過をたどるわけではありません。 また認知症になっても、これまでと変わらず、自分でできることをする、自分の好きなことを続けることがとても大切です!!

③日常生活に手助けや介護が必要な時期

- ●服薬管理ができない
- ●道に迷うことがある
- ●日時や季節がわからない
- ●今までできていたことにミスが目立つようになる

自分はどうなって いくのだろう?



バカにされている ような感じがする

- ●介護の負担が増えるため、早めにケアマネジャーや高齢者くらしサポートに相談し、 介護サービスを利用しましょう
- ●ご家族などの介護者が体調を崩さないよう に自身の健康も大切にし、家族間で役割 を決めて対応しましょう
- ●GPS 等の見守り機器を利用し、安全対策 を検討しましょう(P54)
 - •緊急通報機器
 - ・見守りサービス ofta
 - ・位置情報提供サービス
- ●認知症の影響で判断能力が十分でなくなる 場合があります 公的制度を活用し、本人の権利や財産を 守りましょう
 - ・成年後見制度 (P65)
 - ・日常生活自立支援事業 (まかせてねット) (P58)

4常に介護が必要な時期

- ●車椅子やベッド上での生活が長くなる
- ●食事の介助が必要となる
- ●表情が乏しくなる
- ●言葉によるコミュニケーションが難しく なってくる





- ●日常生活でできないこと(食事・排泄・清潔保持等)が増え、合併症を起こしやすくなります 医療や介護サービスを利用し、負担を軽減しましょう
- ●家族の会などで話を聞いたり、自分の気持ちを話せる場所を作りましょう ご家族などの介護者自身の休息を図ることも大切です
- ●どのような終末期を迎えるのか、家族間で 話し合っておきましょう



●コミュニケーションの工夫をしましょう 手を握る、背中をさするなどで心地よい気 持ちや温かい気持ちを感じとれます

> 高齢者虐待を防ぐために

虐待かもと思ったら…

虐待は未然に防ぎ、小さな兆候を見逃さず早期発見することが大切です。高齢者が虐待されていることに気づいたかたは、ひとりで抱え込まず、高齢者くらしサポートまたは地域包括ケア室までご連絡ください。

- ●高齢者くらしサポート 受付時間・連絡先については、P7、P66~67をご覧ください。
- ●地域包括ケア室

受付時間	通報•連絡先
月〜金曜日 午前8時45分〜午後5時15分 (祝日及び12月29日〜1月3日を除く)	電話:727-3548 ファクス:727-3539
休日·夜間(上記以外)	電話:727-9500 ファクス:727-3539

※休日·夜間にファクスでご連絡いただいた場合は、内容の確認が翌開庁日となります。

▶ こんなことは虐待です

①身体的虐待

暴力をふるうことや、正当な理由無く身動きがとれない状態にすること。

- 例え
- ●殴る、蹴る
- ●閉じ込める、閉め出す
- ●不要な薬を飲ませる など

②放棄・放置(ネグレクト)

食事や入浴など、必要な介助を せず、放置すること。

- 例え
- ●食事を与えない
- ●必要な福祉サービスや 医療を受けさせない など

③心理的虐待

暴言を吐く、拒絶的な対応をとる など、精神的な苦痛を与えること。

- 例えば
- ●怒鳴る
- ●悪口を言う
- ●無視する
- など

4性的虐待

無理矢理わいせつな行為をしたり、させたりすること。

- 例え
- ●性交
- ●裸にする
- ●わいせつな話をする など

⑤経済的虐待

年金や賃金などを、勝手に使うこと。また必要な金銭を与えないこと。

- 例えば
- ●年金を渡さない
- ●必要な金銭を使わせない など

〈以下は広告スペースです〉



> 権利を守るために

成年後見制度

大阪家庭裁判所後見センター 1151 06-6943-5872

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などのために、判断能力が十分でないかたの財産や権利を守るための制度です。本人に代わって法的手続きや財産管理を行う後見人などを選びます。

任意後見	将来、自分の判断能力が不十分になったときのため、事前の契約によって、自分で後見人や後見内容を決めておく制度です。
法定後見	家庭裁判所が適切な後見人などを選びます。 配偶者や4親等内の親族などが、本人がお住まいの地区の家庭裁判所へ、申立てをすることができます。

成年後見制度の利用支援

地域包括ケア室 TEL 727-3548 FAX 727-3539

認知症などにより判断能力に不安があり、かつ身寄りがないなどの理由で、成年後見の申立てができないかたについて、市が代わりに申立てを行います。

▶ 成年後見制度に関する相談窓□

まずは、お住まいの地域の高齢者くらしサポート(P7、P66~67)にご相談ください。

S 9 18 (13 E S V V V 26 %) V 1 (1 V T 00 - 0 V) T C C V 10		
高齢者・障害者 総合支援センター 「ひまわり」	高齢者・障害者の法的な問題について、弁護士が専門的な法律相談等に応じています。 【相談時間】 月〜金曜日 午後1時から午後4時	大阪市北区西天満1-12-5 (大阪弁護士会館1階) 電話:06-6364-1251
成年後見センター・ リーガルサポート 大阪支部	成年後見制度や、高齢者・障害者のかたの財産管理などについて、司法書士が無料で電話または面接で相談に応じています。 【相談時間】 《電話相談》月~金曜日 午後1時から午後4時 《面接相談》毎週木曜日(場所:大阪司法書士会館) 午後1時から午後4時 (予約不要・受付時間:午後3時30分まで)	大阪市中央区和泉町1-1-6 (大阪司法書士会館内) 電話:06-4790-5643 《電話相談》 電話:06-4790-5656
コスモス成年後見 サポートセンター 大阪府支部 「コスモスおおさか」	会員である行政書士が成年後見制度に関する相談に応じています。 【相談時間】 《電話相談》月〜金曜日 午前10時から午後5時(折り返しのお電話となります) 《対面相談》①お電話いただければ大阪府内どこでも無料で訪問します。 ②毎月無料相談会を開催しています。 ※日時や場所などの詳細は電話でお問い合わせください。	大阪市中央区南新町1-3-7 (大阪府行政書士会館内) 電話:06-6943-7517 ファクス:06-6941-5497
大阪社会福祉士会 相談センター 「ぱあとなあ」	福祉の専門職である社会福祉士の会員が担当し、相談に 応じています。 【相談時間】 月〜金曜日 午前10時から午後6時	大阪市中央区谷町7-4-15 (大阪府社会福祉会館1階) 電話:06-4304-2727 ファクス:06-4304-2773

※各相談日は、祝日、年末年始を除きます。